

○長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例

令和5年10月6日

条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、本市における介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第97条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 介護老人保健施設の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 介護老人保健施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第13条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(記録の保存)

第6条 省令第38条第2項の規定によるほか、介護老人保健施設は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。